

資本の払戻しによる配当があった場合の特定口座等の取扱いについて

平成 18 年 5 月 1 日から施行された会社法において、株主に対する利益の還元方法の見直しが行われ、株主に対する金銭等の分配がすべて「剰余金の配当」として統一されたことにより、利益の分配であっても、資本の払戻しであっても、会社財産の払出しはすべて「剰余金の配当」とされました。

このため、平成 18 年度税制改正において、資本の払戻し(資本剰余金の額の減少に伴う配当に限ります)については、配当所得ではなく、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとされました。

特定口座で保管されている上場株式について資本の払戻しがあった場合には、その払戻しがあった日以後の当該特定口座における当該上場株式に係る取得価額については、当該株式発行人の純資産減少割合に基づき、弊社にて、調整を行います。

取得価額を調整するのは、「その払戻しに係る剰余金の配当がその効力を生ずる日」以後の当該株式に係る取得価額となります。

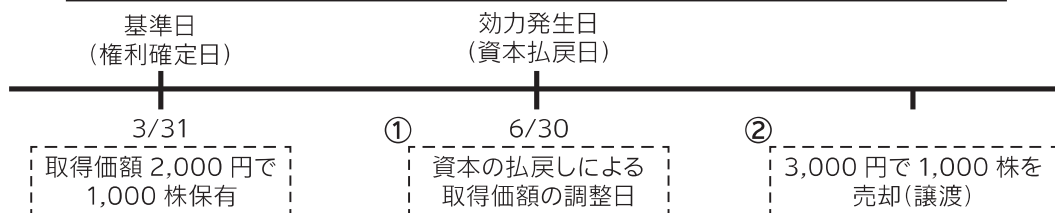
◆特定口座での取得価額調整について

当社の特定口座内で保有されている株式等で資本の払戻しによる配当があった場合は、純資産減少割合に応じて、自動的に取得価額の調整がおこなわれます。なお、調整方法は以下となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{基準日前の} \\ \text{取得価額} \\ \text{(円未満切り上げ)} \\ \hline \end{array} - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{基準日前的} \\ \text{取得価額} \\ \text{(円未満切り上げ)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{純資産減少額} \\ \hline \end{array} \right) = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整後取得価額} \\ \text{(円未満切り上げ)} \\ \hline \end{array}$$

◆取得価額の調整事例について

保有株式	1,000 株
1 株あたりの取得価額	2,000 円
純資産減少割合	0.15
払戻による交付金銭	1 株あたり 500 円 (うち、1 株あたり 100 円のみなし配当)



① 取得価額の調整

効力発生日以後の調整後取得価額：2,000 円 - (2,000 円 × 0.15) = 1,700 円

資本の払戻しに係る譲渡所得の計算(一般口座でのみなし譲渡)

収入金額とみなされる金額：(500 円 × 1,000 株) - (100 円 × 1,000 株) = 400,000 円

取得価額 (調整差額)：(2,000 円 × 1,000 株) × 0.15 = 300,000 円

みなし譲渡所得金額：400,000 円 - 300,000 円 = 100,000 円

※一般口座および特定口座(源泉徴収なし)で保有のお客様につきましては、お客様ご自身で確定申告を行っていただく必要がございます。(売却なされていないお客様も対象となります。)

※原則として、特定口座(源泉徴収あり)で保有のお客様につきましては、みなし譲渡所得金額にかかる所得税は源泉徴収済みとなり、確定申告が不要となります。

◆対象外のお客様は以下の通りです。

- ・基準日(権利確定日)時点で配当金の受取方法が株式数比例配分方式以外で設定されていた場合
- ・基準日(権利確定日)において当該銘柄が一部貸株に出されていた場合

② 譲渡による譲渡所得の計算(特定口座での譲渡)

取得価額 = 1,700 円 × 1,000 株 = 1,700,000 円

売却金額 = 3,000 円 × 1,000 株 = 3,000,000 円

譲渡所得等の金額 = 3,000,000 円 - 1,700,000 円 = 1,300,000 円